平成28年12月2７日

**業務に応じた勤務時間の割振り変更手続きについて（提案）**

**１　提案理由**

柔軟な働き方を進め、職員の健康保持や時間外勤務の縮減等に寄与することを目的に、早朝、夜間に行うイベント、住民説明会等あらかじめ予定されている勤務時間外の業務を正規の勤務時間とする割振り変更を各所属で行うことができるものとする。

**２　提案内容**

**■対象職員**

・所属長又は直接監督責任者（以下「所属長等」）が指定する者

ただし、勤務時間の割振り変更を行うことが適当でないものとして、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除く。

**■対象業務**

・正規の勤務時間以外に予め見込まれる一時的に行う行事、説明会、交渉等の業務

　　Ex：早朝夜間のイベントや住民説明会など

　※「予め」とは一時的に行う業務の前日までに割振り変更が可能な場合をいう。

※「一時的に行う」業務とは連続する5日以内の期間で一連の業務をいう。

※「行事、説明会、交渉等の業務」とは、府民や団体等を対象に行う業務で、庁内を対象にする業務や通常の業務を勤務時間外に行う場合は含まれない。

**■割振り変更可能時間帯**

・割振り変更を行うことができる勤務時間の範囲は、次の①②の何れかにおいて行うものとする。

①７：００から２０：３０の間（始業時間の範囲は７：００から１２：００の間）において15分単位で設定することができるものとする。ただし、この場合の休憩時間は１２：１５から１３：００とする。

②１３：００から２２：００の間（始業時間の開始は１３：００から１３：３０の間）において15分単位で設定することができるものとする。ただし、この場合の休憩時間は１６：４５から17：３０とする。

**■変更手続き**

・所属長等は、正規の勤務時間以外に予め見込まれる一時的に行う業務の実施にあたり勤務時間の割振り変更を行うことが適当である場合には、当該業務を担当する職員の申し出を受けて、または当該業務を担当する職員の了承を得て、当該業務の実施の前日までに勤務時間の割振り変更を行うことができるものとする。

なお、所属長等は、勤務時間の割振りの変更にあたり、育児、介護等の要件のある職員には十分に配慮するものとする。

・所属において、勤務時間の割振り変更を行った場合は、別紙様式により各部局人事担当を通じて、総務部人事局まで報告を行うものとする。

**３　実施時期**

　　平成29年1月31日（火）

**４　協議期限**

　　平成29年1月27日（金）